

宮崎の強みを生かした移住・観光PR事業業務委託に係る企画提案競技実施要領

1 目的

この要領は、宮崎の強みを生かした移住・観光PR事業業務委託について、企画提案を募り、本業務を実施する候補者を選定することに関して必要な事項を定める。

2 業務内容

「宮崎の強みを生かした移住・観光PR事業業務委託仕様書」による

3 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

4 契約上限額

2,420,000円（消費税及び地方消費税額220,000円を含む。）
業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

5 参加資格

- (1) 民間企業、個人事業主、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託業務を的確に遂行するに足る能力を有する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (5) 県税に未納がないこと
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (7) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去2年以内にLFPを活用したプロモーション事業の実績を有する者

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公告

7 スケジュール（予定）

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1) 公告 | 令和7年8月8日（金） |
| (2) 質問等の締切 | 令和7年8月14日（木）午後5時 |
| (3) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和7年8月15日（金）午後5時 |
| (4) 企画提案書の提出締切 | 令和7年8月19日（火）午後5時 |
| (5) 審査結果通知 | 令和7年8月下旬予定 |

8 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技に参加する者は、企画提案競技・参加申込書（様式第1号）を提出すること。

- ① 提出先
本実施要領 12 のとおり
 - ② 提出期限
令和 7 年 8 月 15 日(金)午後 5 時必着
 - ③ 提出方法
電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）
- (2) 企画提案書の提出
- ① 企画提案書の内容
宮崎の強みを生かした移住・観光 P R 事業業務委託仕様書を参照の上、提案すること。
 - ② 提出書類 ※ 提出する企画案は、1 案のみとする。
 - ア 企画提案書（正本 1 部、副本（コピー 4 部）
以下の書類を添付すること。
 - ・ 企画提案書は A 4 判（一部 A 3 判を折り曲げても可）とし、任意の様式とする。
 - ・ 業務スケジュール、実施体制
仕様書の業務内容について、提案者が考える作業スケジュール。
 - ・ 会社概要
既存資料で可
 - ・ 類似業務実績
過去 2 年以内の L F P を活用した事業の契約実績を提出すること。なお、契約した事業の事業名、期間、金額、相手方、事業概要を記載すること。（様式任意）
 - イ 見積書（必要経費の積算内訳を記載したもの。）
 - ・ 業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
 - ・ 見積書は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者を問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。
 - ・ 宛名は「宮崎県福岡事務所 所長 丸田喜久夫」とすること
 - ウ 誓約書（1 部）
 - ・ 様式第 2 号により提出すること
- ③ 提出先
本実施要領 12 のとおり
 - ④ 提出期限
令和 7 年 8 月 19 日(火)午後 5 時
 - ⑤ 提出方法
持参又は送付（送付にあたっては、書留郵便またはそれと同等の手段に限る。）
いずれも期限内必着
 - ⑥ 留意事項
 - ア 提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。
 - イ 虚偽の記載等がある提案は、無効とする。
 - ウ 4 の契約上限額を超える提案は、無効とする。
 - エ 参加資格要件を満たさない者が企画した提案は、無効とする。
- (3) 質問等
本企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書

(様式第3号)を提出すること。

- ① 提出先
本実施要領12のとおり
- ② 提出期限
令和7年8月14日(木)午後5時
- ③ 提出方法
電子メール(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)
- ④ 問合せの内容及び回答
軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。(質問者名は公表しない。)

(4) 審査項目

以下の項目について評価を行う。

- ① 内容構成本力
 - ・ 事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか。
 - ・ 業務委託仕様書を踏まえた内容で業務目的が達成される企画となっているか。
 - ・ 計画的な業務スケジュールとなっているか。
- ② 運営体制
 - ・ 業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。
- ③ 経済性
 - ・ 提案内容に対し経費は妥当か。また、節減が図られているか。
- ④ 実績
 - ・ 本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。

(5) 審査方法

書類審査とし、提出された企画書について、最も優れた提案を1社選定する。
なお、審査は県職員等で構成する審査委員会で行い、審査基準は、「宮崎の強みを生かした移住・観光PR事業業務委託に係る企画提案競技実施要領」による。

(6) 審査結果の通知

審査結果については令和7年8月22日(金)以降に通知する。

(7) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(8) (7)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、本委託業務の契約手続を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和３９年宮崎県規則第２号）第１０１条の規定による。

11 その他

- （１）この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- （２）企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- （３）委託料の支払い方法は、精算払とする。
- （４）提出された企画提案書等は、返却しない。

12 書類提出及び問合せ先

- （１）住所 〒８１０－０００１
福岡県福岡市中央区天神２丁目１２番１号 天神ビル８Ｆ
- （２）担当 宮崎県福岡事務所 企画・流通担当（担当 長田）
- （３）連絡先 電話番号 ０９２－７２４－６２３４
メール nagata-kensuke@pref.miyazaki.lg.jp